

要配慮者利用施設の避難計画について

1. 避難確保計画作成・避難訓練実施の義務化

- 毎年のように発生する豪雨災害等により人的被害が発生している。
→水防法・土砂災害防止法が改正

避難確保計画の作成義務化（平成29年改正）

- 水害や土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の被害等が予想される地区に立地する要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成が義務付けられた。

避難訓練の実施の義務化（令和3年改正）

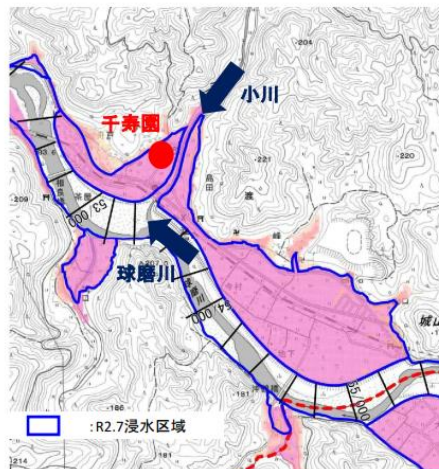
- 作成した避難確保計画に基づく避難訓練実施の義務化。
→避難報告の義務化、市町村による助言・勧告制度の創設

避難計画の
実効性の確保

- 背景：計画作成義務化後も高齢者施設等で人的被害が発生
例）令和2年7月豪雨
 - 熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」の被害
 - 施設1階が水没（浸水約3m）し、入所者65名のうち14名が死亡



球磨川の浸水想定区域と千寿園の位置



※1) 洪水痕跡調査などにより浸水区域を推定。
※2) 本資料は「通報」であり、今後変わる場合がある。

出典：国土交通省HP

2. 各施設が義務を負うまでの流れ

1. 県が洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域を公表・指定 (県HPで公表)

(洪水浸水想定区域)

- ・ 現時点で、県内の366河川で指定済み
- ・ 小値賀町を除く20市町で指定あり

(小値賀町には二級河川なし)

(土砂災害警戒区域)

- ・ 県内21全市町で指定あり。
- ・ 3万7023ヵ所の指定(全国2位の指定数)

- ・ 今後も追加指定を進めていく予定

2. 市町は洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画書に記載(施設の名称、所在地等) →各市町のHPに掲載

3. 地域防災計画書に記載された時点で、施設管理者は避難確保計画作成の義務を負う

4. 施設管理者の義務

- ・ 避難確保計画作成(作成後は市町へ報告)
- ・ 作成した避難確保計画に基づく避難訓練の実施(実施後は市町へ報告)

- ・ 対象者は、早急に避難確保計画の作成へ着手いただき、市町への提出を
- ・ 提出後は避難訓練を実施
- ・ 適宜見直しやチェックを実施

3. 関係機関の連携強化について

- 計画作成等にあたってご不明な点があれば、随時ご相談ください。
(相談内容)
 - 県や市町において各施設を所管している部署
 - 市町の防災部局←防災情報等について
 - 県河川課←洪水浸水想定区域等について
 - 県砂防課←土砂災害警戒区域等について

対象施設だけに避難確保計画作成を任せるのではなく、各関係機関も連携を図りながら対象施設へのサポートに努めることとしています。

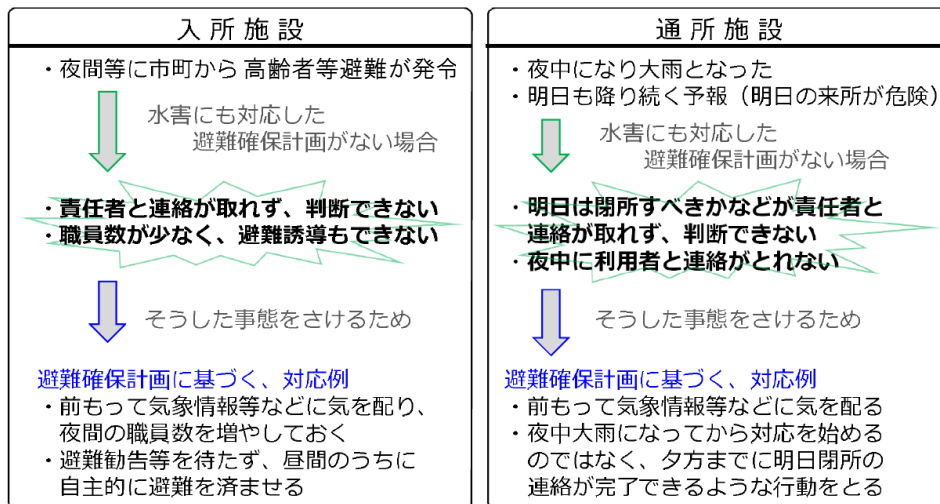
4. 洪水に係る要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況 (R6.3.31時点)

市町	要配慮者利用施設の避難確保計画			市町	要配慮者利用施設の避難確保計画		
	対象施設数 洪水	作成済み数 洪水	作成済み% 洪水		対象施設数 洪水	作成済み数 洪水	作成済み% 洪水
長崎市	189	132	70%	五島市	2	0	-
長与町	25	23	92%	新上五島町	5	1	20%
時津町	6	6	100%	壱岐市	0	0	-
諫早市	105	79	75%	対馬市	3	3	100%
大村市	80	80	100%	計	767	556	—
島原市	0	0	-		洪水	72	%
雲仙市	1	1	100%				
南島原市	11	11	100%				
佐世保市	278	172	62%				
佐々町	25	18	72%				
平戸市	0	0	-				
松浦市	6	6	100%				
西海市	3	3	100%				
東彼杵町	11	11	100%				
川棚町	4	4	100%				
波佐見町	18	7	39%				

5. 土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（R5.3.31）

市町村	地域防災計画に位置付けられている施設数	避難確保計画を作成している施設数	作成率（%）
長崎市	338	337	99
佐世保市	125	108	86
島原市	5	5	100
諫早市	40	13	33
大村市	20	20	100
平戸市	47	47	100
松浦市	8	8	100
対馬市	42	41	99
壱岐市	14	14	100.0
五島市	21	21	100.0
西海市	51	36	71
雲仙市	32	32	100
南島原市	15	15	100
長与町	7	7	100
時津町	0	0	—
東彼杵町	3	3	100.0
川棚町	0	0	0.0
波佐見町	16	16	100
小値賀町	1	1	100
佐々町	8	7	99
新上五島町	50	0	0.0
合計	843	731	87

- 各市町において、地域防災計画は更新されています。（年に1度程度）
- 各施設におかれましては、避難確保計画作成の義務を負っているか、必ずご確認ください。
- 緊急の対応を求められるのは、次の豪雨時かもしれません。**



- 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する。」ものとして、適時適切な避難行動が重要視されています。
- 円滑・迅速な避難体制を確保いただくため、対象施設におかれましては法に基づき適切な対応をお願いいたします。

6. 要配慮者利用施設所有者・管理者の皆さまへ

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

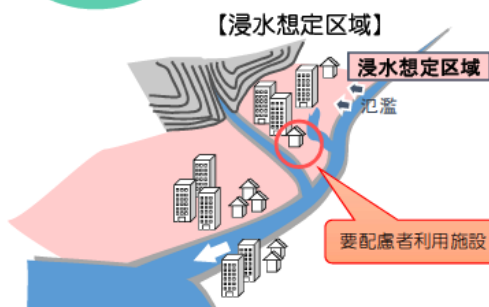
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

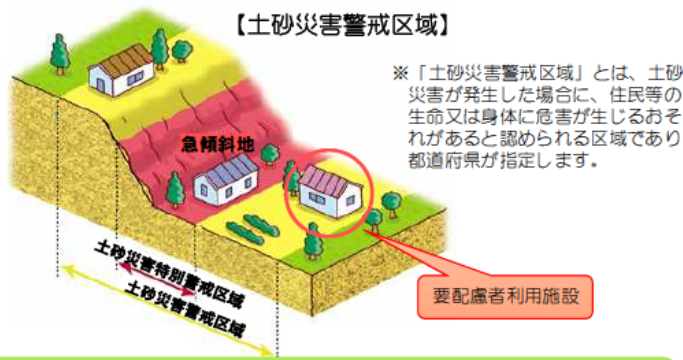
ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | | | |
|---------------------------|----------------------|---------------------|---------|
| (社会福祉施設) | ・老人福祉施設 | ・児童福祉施設 | |
| ・有料老人ホーム | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 | |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設 | |
| ・身体障害者社会参加支援施設 | ・一時預かり事業の用に供する施設 | ・児童相談所 | |
| ・障害者支援施設 | ・児童相談所 | ・母子・父子福祉施設 | |
| ・地域活動支援センター | ・福祉ホーム | ・母子健康包括支援センター 等 | |
| ・福祉ホーム | ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | | |
| ・保護施設 | ・保護施設 | | |
| (学校) | ・幼稚園 | ・義務教育学校 | ・特別支援学校 |
| ・小学校 | ・高等学校 | ・高等専門学校 | |
| ・中学校 | ・中等教育学校 | ・専修学校(高等課程を置くもの) 等 | (医療施設) |
| | | | ・病院 |
| | | | ・診療所 |
| | | | ・助産所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】

市町地域防災計画・ハザードマップに関すること
施設が所在する市町の防災部局へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に関すること
県の各振興局の管理担当課へお問い合わせください。

法律に関すること・その他全般的内容に関すること
水防法や河川全般について：長崎県土木部河川課 TEL095-823-3280
土砂災害防止法や土砂災害全般について
：長崎県土木部砂防課 TEL095-820-4788

7. 避難確保計画にかかる各種情報（国土交通省HP）

- 国土交通省のホームページの該当箇所を開く
→ 国土交通省 要配慮者利用施設 で 検索
- URL
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

The screenshot shows the MLIT website's 'Disaster' section, specifically the page for 'Flood Response for Facilities for People with Special Needs'. The page includes a navigation menu, a main heading, and several sections of information:

- 要配慮者利用施設の浸水対策**: Main heading for flood response measures for facilities for people with special needs.
- お知らせ**: Notice section mentioning the revision of disaster response measures and evacuation instructions.
- 全国の取り組み状況**: National status of implementation, including statistics on the number of facilities and links to detailed reports by prefecture and municipality.
- 避難確保計画の作成・活用**: Information on creating and using evacuation plans, including links to manuals and materials.

- 避難確保計画作成の手引き
 - 避難確保計画の作成様式
 - 作成事例
- など、各種情報の掲載があります。

このHPについてご不明な点は、
以下へお問い合わせください。

洪水浸水災害について

：県庁河川課

土砂災害について：県庁砂防課

避難確保計画は、作成様式に必要事項を記入することで、作成できるようになっています。

対象施設の皆さまはぜひ一度ご覧ください。